

宮若市告示第180号

宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、商品を通じて本市の魅力を発信するとともに、産業イメージの向上、地域の活性化及び産業の振興を図るため、商品の開発及び改良を行う個人又は団体に対し、予算の範囲内で地域ブランド化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宮若市補助金等交付規則（平成20年宮若市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において商品とは、市の魅力を発信できる商品で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内で生産された農畜産物を加工した商品
- (2) 市内で生産された農畜産物を原材料として製造された商品
- (3) 市外で生産された農畜産物を市内で加工した商品
- (4) 市外で生産された農畜産物を原材料として市内で製造された商品
- (5) 前各号に定めるもののほか、宮若市の地域ブランド化に資すると市長が認める商品

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は主たる事業所若しくは店舗を有する個人又は団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 市町村税に滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 新たに商品を開発し、商品化する事業
- (2) 既存の商品を改良し、特産品として販売する事業

- (3) 開発又は改良した商品の販売促進に関する事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) アドバイザー費
- (2) デザイン・印刷費
- (3) 販売促進資材等作成費
- (4) 品質検査費
- (5) 商標登録等に係る経費
- (6) 商品識別バーコード登録費
- (7) その他対象事業の実施に必要と市長が認める経費
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助対象者は、一の年度において、前項の限度額の範囲内で複数回補助金の交付を受けることができる。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 費用見積書兼支出精算書（様式第2号）
- (2) 市町村税に滞納がないことを証する書類
- (3) 製造（販売）許可証の写し
- (4) PL保険（生産物賠償責任保険）及びそれに準ずる保険契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、提出された書類の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後に次に掲げる事由に該当したときは、速やかに宮若市地域ブランド化推進事業（変更・中止）承認申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない

ない。

(1) 補助対象経費に変更が生じる事業費の変更を行うとき。

(2) やむを得ない事情により、対象事業を中止するとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、必要な調査等を行い、承認すべきと認めたときは、宮若市地域ブランド化推進事業（変更・中止）承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、対象事業が完了したときは、宮若市地域ブランド化推進事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 費用見積書兼支出精算書（様式第2号）

(2) 商品等の写真

(3) 領収書等支出額が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 前条の規定による実績報告書が提出されたときは、市長は内容を精査し、宮若市地域ブランド化推進事業補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金の交付がなされているときは、直ちに補助金の全額の返還を命ずることができる。この場合において、当該補助金の交付決定者に損害が発生しても、市長はその賠償の責めを負わない。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第3条第2項に規定する者に該当したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

（実態調査）

第14条 市長は、交付決定者に対し、この補助金の交付に必要な範囲内において、実態調査を行うことができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

宮若市長 様

(申請者)
住所（所在地）
氏名又は団体名
代表者名

宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付申請書

宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 申請者の概要

担当者	所属		ふりがな 氏名	
	職名			
電話番号		FAX 番号		
メールアドレス				

2 事業計画

(1) 目的

(2) 具体的内容

(3) 事業期間（予定）

年 月 日 から 年 月 日 まで

(4) 添付書類

- ① 費用見積書（様式第 2 号）
- ② 市町村税に滞納がないことの証明
- ③ 製造（販売）許可証の写し
- ④ P L 保険（生産物賠償責任保険）及びそれに準ずる保険契約書の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条、第 1 0 条関係）

費用見積書兼支出精算書

1 事業費 (単位：円)

項目	費用見積額 (支出精算額)	内訳
アドバイザー費		
デザイン・印刷費		
販売促進資材等作成費		
品質検査費		
商標登録等に係る経費		
商品識別バーコード登録費		
その他		
合計		
うち補助対象経費	(a)	

注 1 その他の欄には、上記項目に該当しないが、商品の開発及び改良に必要と考
える経費を記入すること。

注 2 金額は、消費税を含む金額を記載すること。

2 補助金交付申請額

(a) 円 × 1 / 2 = 円 (千円未満切り捨て)

※ 補助金交付申請額は 2 0 万円を限度とする。

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

宮若市長 印

宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宮若市地域ブランド化推進事業補助金について、宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付の可否	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
交付の条件	(1) 申請内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに変更申請書を提出し、承認を受けてください。 (2) 実施後、速やかに、宮若市地域ブランド化推進事業実績報告書を提出してください。 (3) 宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。
不交付の理由	

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

宮若市長 様

(申請者)
住所（所在地）
氏名又は団体名
代表者名

宮若市地域ブランド化推進事業（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった宮若市地域
ブランド化推進事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、宮若市地域ブランド化
推進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

(変更・中止) の理由	
変更内容	

添付書類（次のうち変更に係る書類のみを添付すること）

- (1) 費用見積書兼支出精算書（様式第 2 号）
- (2) 市町村税に滞納がないことの証明
- (3) 製造（販売）許可証の写し
- (4) P L 保険（生産物賠償責任保険）及びそれに準ずる保険契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

宮若市長



宮若市地域ブランド化推進事業（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった宮若市地域ブランド化推進事業の（変更・中止）について、宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助金交付の可否	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
交付の条件	(1) 申請内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに変更申請書を提出し、承認を受けてください。 (2) 実施後、速やかに、宮若市地域ブランド化推進事業実績報告書を提出してください。 (3) 宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。
不交付の理由	

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

宮若市長 様

住所（所在地）
氏名又は団体名
代表者名

宮若市地域ブランド化推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった宮若市地域
ブランド化推進事業が完了したので、宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱第
1 0 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付額	
事業完了年月日	年 月 日
事業の成果	

添付書類

- (1) 費用見積書兼支出精算書（様式第 2 号）
- (2) 商品等の写真
- (3) 領収書等支出額が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

宮若市長



宮若市地域ブランド化推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった宮若市地域ブランド化推進事業実績報告書を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額	円
特記事項	

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

宮若市長 様

住所（所在地）
氏名又は団体名
代表者名

宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付請求書

宮若市地域ブランド化推進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり
請求し、指定の口座に振込みを依頼します。

記

請求金額	円
金融機関名	名称（ ） 店名（ ）
預金種別	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

○発行責任者及び担当者 ※債権者の押印がある場合は、記入を省略できます。

(1) 発行責任者氏名

連絡先

-

-

(2) 担 当 者氏名

連絡先

-

-